

施 工 条 件 の 明 示

工事名：単独道路維持修繕事業（舗装（緊急改善）） 舗装補修及びグルーピング工事
 路線名：主要地方道 沼田大間々線
 箇所名：桐生市黒保根町下田沢 地内

明 示 関 係	明 示 事 項
工程関係	特になし
用地関係	・ 工事に必要な施工ヤード等は、請負者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
公害対策関係	・ 施工時に発生する騒音、振動等について事前に、隣接する施設の所有者又は責任者に十分な説明をすること。
安全対策関係	・ 本工事は、交通誘導員20名の配置を想定している。施工に先立って、施工計画書に交通誘導員の配置計画を記載の上、監督員と協議すること。 また、配置日・配置時間帯・配置時間・配置人数を記載した実績表を、監督員に提出すること。 ・ 当工事は、施工期間の気温上昇が想定されることから、工事現場の安全（熱中症）対策に充分配慮すること。なお、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、現場管理費の補正については、設計変更の対象とする。
工事用道路及び仮設設備関係	特になし
建設発生土・産業廃棄物関係	・ 本工事で発生するアスファルト塊については、中間処理費及び18.3km分の運搬費用を見込んでいる。 処理方法等を変更する場合は、別途監督員と協議すること。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督員に報告すること。
工事支障物件関係	特になし
塩化物・アル骨材反対応策	特になし
コンクリート構造物の品質確保	特になし
排出ガス対策型建設機械関係	・ 工事において使用する建設機械は、原則として、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）」（以下、「オフロード法」と呼ぶ。）に基づく技術基準に適する特殊自動車、または、国交省で別に定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用すること。 やむを得ずオフロード法の施行日（平成18年10月）前もしくは、オフロード法に基づく排出ガス規制の適用日以前に製造した、排出ガス基準に適合しない建設機械を使用する際は、オフロード法が適用されない建機であることを確認するために販売契約書や保険契約書、製造番号など建設機械の製造時期が証明できるものを提示すること。 また、国交省で定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用について監督員の承諾を得ること。この場合において排水ガス浄化装置を装着した機械の使用ができない際は監督員と協議すること。
薬液注入工関係	特になし
占用許可条件関係	特になし
契約工期関係	・ 本工事は、フレックス工期による契約方式の対象工事である。 工事開始期限日は、令和8年11月26日とする。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・当初契約においては、令和9年3月31日までの工期とする。 なお、本契約の工期は、発注者積算の標準工期が確保されていないことから、契約締結後、建設工事請負契約約款に基づき、適切な工期での契約変更に向け、受注者と発注者で協議する。 ・本工事は、過去5年間(令和3年～令和7年)の8時から17時までのWBG T値が31以上の時間を足し合わせた猛暑日日数として、17日間の工期加算を行っている（環境省の桐生地点の値を使用）。 施工期間の猛暑日日数が標準工期で見込んでいる日数以上にあり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、受注者は、施工期間中の猛暑日日数を発注者に提出することで、工期の延長変更を請求することができるものとする。
その他	・本工事は中間施工検査対象工事であるため、日程等について別途連絡するので、検査日までに工事管理書類等を整備すること。 ・設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により使用することが出来ない場合は監督員と協議すること。 ・本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。 ・県外産の工事材料を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。 ・当工事は「現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。 なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、20日を見込んでいる。 ・当工事は「小規模ICT活用工事（施工者希望型）」の対象工事であるため、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。 なお、適用を希望する場合は、「【群馬県版】小規模ICT活用工事の実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・当工事は「建設キャリアアップシステムの活用工事」（発注者指定型）の対象工事である。「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事実施要領」に基づき、工事を実施すること。 ・当工事は「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）」の対象工事であるため、「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）工事実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・本工事は、快適トイレを2基×1ヶ月間の配置を想定している。設置に先立って、施工計画書に設置計画を記載の上、監督員と協議すること。また、設置基数・設置期間を記載した実績表を、監督員に提出すること。 ・当工事は「建退共掛金の電子申請方式」（受注者希望型）の対象工事である。受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、発注者へ提出すること。 なお、適用を希望する場合は、「建退共掛金の電子申請方式における試行要領」に基づき、適正に手続きを行うこと。